

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

第4編 第8章 組合(sociedad)

第1節：総則

第1665条 組合は、2人以上の者が、利益をそれらの者の中で分配する目的で、金銭、財物または労務(industria)を共有に置くことを義務つけられる契約である。

第1666条 組合は、適法な目的を有し、組合員の共通の利益で設立されなければならない。

不法な組合の解散が宣告されるときは、利益は、組合の住所地の福祉施設に、それがないと、当該地方の福祉施設に振り向けられる。

第1667条 民事組合は、不動産または物権の出資（この場合は公正証書が必要）以外は、いかなる様式でも設立することができる。

(*注：民事組合とは、我が国の民法組合類似のものである。ただし、法人格を持つ(1669条)。)

第1668条 不動産を出資するとき、公正証書に合綴されるべきそれら不動産の棚卸（これには当事者が署名する）がなされない場合は、組合契約は無効である。

第1669条 その約款が組合員間で秘密にされ、かつ、組合員の各人が自己の名で第三者と契約する組合は、法人格を有さない。

この種類の組合には財物の共有に関する規定が適用される。

第1670条 民事組合は、その目的のために、商法が認める全ての様式を帯びることができる。この場合、本法典の規定に抵触しない限度で商法の規定が適用される。

第1671条 組合には、包括(組合)(universal)または特定(組合)(particular)がある。

第1672条 包括組合は、現存全財物または全収益で構成され得る。

第1673条 現存全財物の組合は、それによって当事者が自身に現に帰属する全ての財物を、それらの財物で取得する全収益と同様に、それらの者の中でそれら財物を分配する意思で、共有に置く組合である。

第1674条 現存全財物の包括組合では、それら財物で取得する全収益と同様に、各組合員に属する財物は組合員の共有となる。

その包括組合においては他のいかなる収益の相互の交差(comunicación)を約定することはができる。しかし、組合員がその後継に相続、遺贈または贈与で取得する財物を、その果実は(組合に)含めることはできるとしても、含めるこ

とはできない。

第 1675 条 収益の包括組合は、組合が継続する間に組合員がその技能または労務で取得するもの全てを含む。

各組合員が（収益の包括）組合契約締結の時に所持する動産または不動産は、その用益権のみを組合に移して、個人所有を継続する。

第 1676 条 包括組合契約は、その種類を決めずに締結されると、収益の包括組合をのみ設立する。

第 1677 条 贈与または便宜(ventajas)を相互に約定することを禁じられた者たちは、それらの間で、包括組合契約を締結することはできない。

(*注：例えば、221 条 1 号)

第 1678 条 特定組合は、特定物、その利用もしくはその果実、指定された事業、または、ある職業もしくは技芸の行使を目的とするのみである。

第 2 節：組合員の責任

第 1 款：組合員間での責任

第 1679 条 組合は、別段の定めがない場合は、契約締結時から開始する。

第 1680 条 組合は協定された期間存続する。協定がないと、組合の排他的目的であった取引が継続する間、その期間が性質上限定される場合は、存続する。および、その他の場合では、第 1700 条で留保される権能と第 1704 条の規定を除いて、組合員の生涯に亘って存続する。

第 1681 条 各組合員は、出資を約束したものについて組合の債務者となる。

また、組合に出資した特定物に関して、売主の買主に対すると同じ場合および同じ様式で、追奪（担保責任）に服する。

第 1682 条 金銭である額を出資する義務があつて、出資していない組合員は、その者が引き起した損害を補償することは別として、出資すべき日からの利息の法律上の債務者である。

同じことが、組合の金庫から引き出した金額についても生じ、利息の計算はその者の個人的利益のためそれらの金額を引き出した日から開始する。

第 1683 条 労務出資組合員は、その組合に（出資）目的として働く労務の範疇でその者が組合存続中に取得した収益は組合への負債である。

(*注：つまり、競業禁止義務を負っている)

第 1684 条 業務執行を任された組合員が、自己名義の請求可能債権金額(cantidad exigible)を、組合にも他の請求可能債務を負っていた者から受領するときは、受領金額は、その者の単独の資産勘定から受領書を発給したとしても、それらの額に比例して 2 つの債権に充当されなければならない。但し、組合資産勘定から受領書が発給された場合は、その組合資産に全て充当される。

本条の規定は、債務者が第 1172 条でその者に譲許される権能を行使できることを、組合員の個人的債権が（債務者にとって）より重い場合のみ、害しな

いと解される。

第 1685 条 ある組合債権において自己の持分を全部受領した組合員は、その他の組合員が自己の持分を受領していない場合、その後債務者が支払不能に陥るときは、受領書を自己の持分のみについて発給したとしても、受領したものを組合資産に持寄る義務がある。

第 1686 条 全組合員は、組合がその組合員の過失で被った損害であつて、その者の労務により提供された収益では組合が相殺できない損害の賠償を組合に負わなければならない。

第 1687 条 その使用と果実を共有にすることのみ組合に出資される非代替物である特定物の危険は、所有者たる組合員にある。

出資物が代替物である場合、毀損することなしに保管できない場合、または、売却のために出資される場合は、危険は組合が負う。特別の約定がない場合も、棚卸評価を受けた出資物の危険も同様である。この場合は、(*組合への) 請求は評価額に限定される。

第 1688 条 組合は、全組合員に対して組合に出捐した金額と対応する利息に責任を負う。また、(組合は) 組合員が善意で組合業務のために締結した債務およびその経営から分離不能な危険について責任を負う。

第 1689 条 損失と収益は約定に従って分配される。収益についてのみ各組合員の持分が約定された場合は、損失は均等である。

約定がない場合は、収益と損失の各組合員の持分は、出資に比例しなければならない。労務のみ出資した組合員は、最も少なく出資した者と同じ持分を得る。労務に加えて資本を出資した場合は、更に、資本においてその者に対応する比例持分を受領する。

第 1690 条 組合員が収益・損失の各人の持分の指定を第三者に委託するよう
に協定した場合は、明らかに均等を失うときのみ、その第三者がなした指定は取消され得る。第三者の決定を実行し始めた組合員、または、知ったときから 3 ヶ月以内に決定に異議を唱えなかった組合員は (取消し) 請求することができない。

損失と収益の指定を組合員の一人に委託することはできない。

第 1691 条 収益または損失において全部を 1 人もしくはそれ以上の組合員から排除する約定は無効である。

労務提供組合員のみは損失において全責任から除外することができる。

第 1692 条 組合員契約において業務執行組合員に指定された組合員は、悪意で遂行する場合でないと、その同僚の反対にもかかわらず業務執行行為全てを行使することができる。また、その権限は正当事由なしには取消不能である。

契約後に与えられた権限は、その契約でそれを譲許する定めがない場合は、いつでも取り消され得る。

第 1693 条 2 人またはそれ以上の組合員が組合の業務執行責任を負っている

場合で、その機能が定められていないとき、または、他方の同意無しには行使できないとされてないときは、各人は個別に全ての業務執行行為を行うことができる。但し、それらの者は誰でも、他方の業務に、その業務が法的効果を生じる前に、反対することができる。

第 1694 条 業務執行組合員は互いに他の業務執行組合員の同意なしには行為してはならないとの規定がある場合は、その行為の有効性のためには、それらの者のうちのある者の失踪または無能力を主張できないときは、組合に重大または回復できない損害の危急危険がある場合を除いて、全員の一致が必要である。

第 1695 条 業務執行の様式が定められていないときは、次の規則に従う：

① 組合員全員は代理権が授与されているとみなされ、組合員の誰かが自身で単独でなしたことは組合に義務を負わせる。但し、各組合員は他の組合員の行為に、それが法的効果を生じる前に、反対することができる。

② 各組合員は、その地方の慣習に従い組合財産を構成する物を、組合の利益に反しない条件で、または、同僚の利用権を阻害しない様式で、利用することができる。

③ 全組合員は他の組合員に共有物の保存に必要な費用をその組合員と共に支弁するように請求することができる。

④ 組合員は何人も、他の同意なしには、組合に有益であることを主張しても、組合不動産を変える更改することはできない。

第 1696 条 各組合員は単独でその持分において第三者と結び付くことができる。但し、その第三者は、その組合員が業務執行組合員であっても、組合員の全員一致の同意がないと、組合に入社しない。

第 2 款：第三者に対する組合員の責任

第 1697 条 組合員の一人の行為により組合が第三者に責任を負うためには、次のことが必要である：

① 組合のために、その組合員がその組合員の地位で行ったこと。

② その組合員が明示または黙示の委任で組合に義務を負わせる権限を有すること。

③ その権限または委任が示す範囲内で行ったこと。

第 1698 条 組合員は、組合の債務について連帯して責任を負わない。また、組合員の何人も個人的行為のために他の組合員に責めを負わせることは、その他の組合員がそれについて権限を与えていない場合は、できない。

組合は、組合員が自己の名でまたは組合の委任なしに実施した行為による責任を第三者に関して負わない。しかし、組合員に対しては、当該行為が組合の利益となる限度で責任を負う。

本条の規定は、第 1695 条①の規定を害しない。

第 1699 条 組合の債権者は、組合財産について各組合員の債権者に優先する。この権利を害することなく、各組合員の特定の債権者は、組合財産におけるそ

の組合員の持分の差押えおよび競売を請求することができる。

第3節：組合消滅の様式

第1700条（2021年改正、同年施行） 組合は次の場合消滅する：

- ① 設立期間が終了するとき。
- ② 物の滅失のとき、または、目的業務の終了のとき。
- ③ いずれかの組合員の死亡または支払不能により、および、第1699条の規定の場合。
- ④ 第1705条および第1707条の規定に従って、いずれかの組合員の意思により。
- ⑤ 組合員のいずれかの者について財産の範疇での代理権能を含む支援処置が施されたとき。

第1670条に係わる（民事）組合は、商法の規定に従って存続すべき場合は、本条の③、④および⑤の規定から除かれる

第1701条 ある組合員が組合に出資すると約した特定物が、引渡し実行前に滅失するときは、その滅失は組合の解散事由となる。

組合員が出資物の所有権を留保して、組合にはその利用または収益のみを移転したときは、いずれにしても、その物の滅失により組合は解散する。

しかし、その滅失が、組合がその物の所有権を取得した後に、起こるときは、物の滅失により組合は解散しない。

第1702条 確定期間で設立された組合は、組合員全員の同意で延長することができる。

その同意は明示または黙示で良く、通常的手段により証明される。

第1703条 組合が期限経過後に延長される場合、新しい組合の設立と解される。期限経過前に延長されると、原始組合が存続する。

第1704条 組合員の一人が死亡する場合にも生存者間で組合が継続するとの約定は有効である。この場合、死亡した者の相続人は、被相続人死亡の日に固定して分配するよう請求する権利を得る。そして、その日以前になされた事実の必然的結果（である権利・義務）を除いて、以後の権利・義務に参加することはできない。

約定が組合は相続人と共に継続すべきと規定している場合は、第1700条の④で決められることを害することなく、組合は維持される。

第1705条 組合の存続期間が指定されていない、または、業務の性質から存続期間が決まらないときのみ、組合員の一人の意思または辞任により組合は解散する。

辞任が効力を持つためには、適時に善意でなされなければならない。更に、他の組合員に知らせなければならない。

第1706条 辞任する者が共有すべきであった利益を自己単独で取得するよう目論むときは、その辞任は悪意である。この場合は、辞任者は（同僚）組合員

に対して免責されず、これらの組合員はその者を組合から排除する権能を持つ。

完全な状況(?cosas integras)がなくて、組合がその解散を延期することに関心があるときは、辞任は不適當なときになされたと評価される。この場合は、組合は、継続中の業務の終了まで存続する。

第 1707 条 組合員の一人がその義務に背いている、組合業務に無能力である、または、裁判所の判断で他の同様な状態にあるなどのような正当事由がないと、組合員は、契約規定または業務の性質により確定期間で設立された組合の解散を請求することはできない。

第 1708 条 組合員間への分配には相続財産の分配の規定が、その方式および分配から生じる義務について、適用される。労務提供組合員には、持寄り出資財産のいかなる部分も付与されず、別段の明示の約定がない場合は、第 1689 条の規定に従って単にその果実と収益が与えられる。